

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準項目
及び要監視項目の見直しについて（骨子案）

（目次案）

1．はじめに

2．基本的考え方

（1）項目の選定

（2）環境基準項目及び要監視項目の選定の考え方

（3）環境基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

（4）適用に当たっての考え方

（5）自然的原因による水質汚濁の取扱い

3．新規項目及び既定項目

4．測定方法

5．今後の課題

1. はじめに

- ・我が国における化学物質の使用及び排出、モニタリングデータの蓄積等。
- ・WHO飲料水水質ガイドライン改訂及び水道水質基準の見直し。
- ・平成14年8月の諮問。

2. 基本的考え方

(第1回専門委員会に提出した資料に沿って記述)

(1) 項目の選定

・今回の項目

環境基準項目(26項目)

要監視項目(22項目)

WHO飲料水水質ガイドライン対象物質であって現在?改訂が進められている物質(ただし、我が国で登録されていない農薬など汚染の可能性がないものを除く。)

ゴルフ場農薬として指導の対象とされたもの

その他必要なもの

- ・平成13年12月にゴルフ場暫定指導指针对象農薬に追加された農薬((殺虫剤)エトフェンプロックス、チオジカルブ、(殺菌剤)アゾキシストロピン、イミノクタジン酢酸塩、プロピコナゾール、ホセチルポリカーバメート、(除草剤)シデュロン、ハロスルフロロンメチル、フラザスルフロロン)については、今後、環境中検出状況に関するデータを収集した上で検討。

(2) 環境基準項目及び要監視項目の選定の考え方

基本的な考え方

・環境基準項目

水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる物質を選定。

・要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、モニタリング等の対象とすべき物質を選定。

選定のポイント

- ・ 検討対象項目のうちから、毒性情報等の知見に基づき得られる人の健康の保護の観点からの基準値及び指針値を勘案し、我が国における水環境中での検出状況、生産・使用等の実態等を踏まえ、選定。

(3) 環境基準値及び要監視項目指針値の設定の考え方

- ・ 各種科学的知見等をもとに検討。
- ・ 飲料水経由の影響
WHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法をもとに、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な採取をしても健康に影響が生じない水準となるよう安全性を十分考慮するものとした。
- ・ 乳幼児
特に乳幼児において特定の化学物質に対するリスクが大きいと判断できる場合には、幼児の飲料水消費量に基づいて指針値を検討する等、必要な検討を行うこととした。
- ・ 食品経由の影響
水質汚濁に由来する食品経由の影響についても、現時点で得られている魚介類への濃縮性に関する知見を考慮して設定することとした。

(4) 適用に当たっての考え方

- ・ 全水域への適用
人の健康の保護に関する環境基準については、広く有害物質の環境汚染の防止に資することを念頭に置くことが望ましいと考えられること、また、地下水と公共用水域は一体として一つの水循環系を構成していることから、これまでどおり河川、湖沼、海域、地下水を問わずすべての水域に適用することを基本とすることが適当である。

(5) 自然的原因による水質汚濁の取扱い

- ・ 平成5年答申及び平成11年答申に示されているように、基準値自体は自然的原因の場合と人為的原因の場合とで異なる性格のものではないことから、自然的原因により環境基準健康項目が公共用水域等において検出される地点においても一律に適用することが適当である。
なお、公共用水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されたと判断される場合には、測定結果の評価及び対策の検討にあたってこのことを十分考慮する必要がある。

3．新規項目及び既定項目

（環境基準項目及び要監視項目について、基準値・指針値、検出状況等について記述。）

4．測定方法

（環境基準項目及び要監視項目について、測定法を記述。）

5．今後の課題

（環境基準の継続的見直し）

環境基準項目及び要監視項目全般について、今後とも新たな科学的知見等に基づいて必要な追加・削除等見直し作業を継続して行っていく必要がある。